



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第45号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県会計事務決裁規程の一部改正 (審査指導課) 2

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料
の額の一部改正 2

訓 令**島根県訓令第7号**

会 計 課
審査指導課

島根県会計事務決裁規程（昭和47年島根県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第4号中「以下」を「次号において」に改め、「規定する出納員」の次に「（総務事務センターに置かれる出納員を除く。）」を加え、同条第5号中「規定する会計員」の次に「（総務事務センターに置かれる会計員を除く。）」を加え、同条第6号を削り、同条第7号中「組織規則」を「島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）」に改め、同号を同条第6号とし、同条に次の1号を加える。

(7) サブリーダー 職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）別表に規定するサブリーダーをいう。

第5条の見出し中「グループリーダー」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 グループリーダーである出納局会計員が専決することができる事項のうち、あらかじめ出納局出納員が指定した事項については、当該グループに置かれるサブリーダーである出納局会計員に専決させることができる。

第8条中「、当該各号に掲げる順序に従い、」を削り、同条の表中

「	「	を	に改め	」						
「	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">出納局出納員</td> <td>1 室長が掌理する事務については当該室長である出納局会計員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 グループリーダーである出納局会計員</td> </tr> </table>	出納局出納員	1 室長が掌理する事務については当該室長である出納局会計員		2 グループリーダーである出納局会計員	を	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">出納局出納員</td> <td>グループリーダーである出納局会計員</td> </tr> </table>	出納局出納員	グループリーダーである出納局会計員	に改め
出納局出納員	1 室長が掌理する事務については当該室長である出納局会計員									
	2 グループリーダーである出納局会計員									
出納局出納員	グループリーダーである出納局会計員									
」				」						

る。

別表第1第1号会計管理者決裁事項の欄の1中「補填」を「補填」に改め、同表第5号会計管理者決裁事項の欄の10中「賠償金」を「補填金及び賠償金」に改める。

別表第2第1号グループリーダー専決事項の欄中「補填」を「補填」に改め、「賠償金」の次に「のうち補填金及び賠償金」を加える。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第1号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 3 月 30 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

出産に係る経費の項中「42,000円」を「47,000円」に改める。

人工妊娠中絶術料の項中「72,450円」を「78,750円」に改める。

妊婦健康診査の項中「平成23年2月24日付け健第1772号」を「平成24年3月16日付け健第1948号」に、「平成23年度妊婦一般健康診査委託単価等について」を「平成24年度乳児及び妊婦一般健康診査の委託単価等について」に改める。

農薬血中濃度測定検査の項の次に次の2項を加える。

血縁者間の骨髄移植に係る組織適合検査

HLA-ABC Locus 検査 1回につき 35,000円

HLA-DR、DQ Locus 検査 1回につき 35,000円

HLA-DRB1 遺伝子型検査 1回につき 56,500円

B型肝炎ウイルス検査

HBV分子系統解析検査 1回につき 27,200円

HBVジェノタイプ判定検査 1回につき 8,100円

HBVサブジェノタイプ判定検査 1回につき 30,000円

「インプラント材植立（一次手術）

基本診療料 1回につき 600円

上顎洞底挙上術

口腔内片側 1回につき 65,450円

口腔内両側 1回につき 95,115円 に、

口腔外両側 1回につき 175,840円

骨移植術

口腔内 1回につき 19,000円

口腔外 1回につき 147,500円 」

「インプラント材植立（一次手術）
基本診療料 1回につき 600円」

歯科診療費の項中

を

「スタディーモデル（複雑） 1回につき 790円

インプラント仮封冠 1歯につき 10,735円 」

「スタディーモデル（複雑） 1回につき 790円」を「スタディーモデル（複雑） 1回につき 790円 に、「全部鑄造冠料」を「全部金属冠料」に改める。

「紙おむつ 1枚につき 81円

おむつ使用料の項中

布おむつ 1組につき 131円」

を「紙おむつ 1枚につき 81円」に改める。

入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項中「1,460円」を「1,470円」に、「2,447円」を「2,457円」に改める。

インフルエンザ予防接種料の項を次のように改める。

インフルエンザ予防接種料

1回につき 4,200円

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種料の項及び日本脳炎ワクチン接種料の項を削る。